



鳥取県公報

平成13年3月28日(水)
号外第17号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県日野総合事務所設置条例（総務課）.....	3
	職員の再任用に関する条例（職員課）.....	6
	職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例（＃）.....	7

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県日野総合事務所設置条例

1 地方自治法の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、鳥取県日野総合事務所を設置することとした。（第1条関係）

- （1） 県政に係る企画及び広聴に関する事務
- （2） 市町村との連絡調整に関する事務
- （3） 観光に関する事務
- （4） 福祉保健に関する事務
- （5） 商工業及び労働に関する事務
- （6） 農業、林業及び水産業に関する事務
- （7） 土木に関する事務

2 鳥取県日野総合事務所の位置及び所管区域を次のとおりとすることとした。
（第2条関係）

位 置	所管区域
日野郡日野町	日野郡

3 施行期日等

- （1） この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。
- （2） 鳥取県県民局設置条例、鳥取県福祉事務所設置条例及び鳥取県土木事務所設置条例について所要の改正を行うこととした。

職員の再任用に関する条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 定年退職者に準ずる者（第2条関係）

定年退職した者に準じて再任用を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする事とした。

- （1） 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- （2） 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

3 任期の更新（第3条関係）

- （1） 任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする事とした。
- （2） 任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととした。

4 任期の末日（第4条関係）

再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日を定めることとした。

5 施行期日等

- （1） この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。
- （2） 特定警察職員等については、平成19年4月1日から、再任用制度を適用

するものとする。こととした。

職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 再任用職員の給料月額

ア 再任用職員の給料月額を定めることとした。(第4条、別表第1～別表第5関係)

イ 再任用短時間勤務職員の給料月額は、アの額にその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額とする。こととした。(第4条の2関係)

(2) 再任用職員の諸手当

ア 通勤手当(第10条関係)

自動車等を使用する再任用短時間勤務職員の通勤手当については、1月当たりの通勤回数を考慮して、通常額から人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。こととした。

イ 時間外勤務手当(第13条関係)

再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が割り振られた日における正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間と正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する支給割合を100分の100とする。こととした。

ウ 勤務1時間当たりの給与額(第16条関係)

再任用短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当等の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じて得た時間数で除して得た額とする。こととした。

エ 期末手当及び勤勉手当(第16条の4、第16条の7関係)

再任用職員に対する支給割合を次のとおりとする。こととした。

支給月	期末手当	勤勉手当
3月	100分の30	
6月	100分の70(特定幹部職員は100分の60)	100分の30(特定幹部職員は100分の40)
12月	100分の90(特定幹部職員は100分の80)	100分の30(特定幹部職員は100分の40)

オ 再任用職員については、初任給調整手当、扶養手当、特例的に支給する調整手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。) 特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。) 及び退職手当を支給しない。こととした。(第16条の11関係)

2 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1(2)オに準じて現業職員である再任用職員に支給しない手当を定める。こととした。(新第17条関係)

3 職員の退職手当に関する条例の一部改正

再任用職員に退職手当を支給しない。こととする。に伴う所要の改正を行う。こととした。(第2条関係)

4 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1(2)オに準じて企業局企業職員である再任用職員に支給しない手当を定める。こととした。(第18条の3関係)

5 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

再任用職員に対して教職調整額を支給する。こととした。(第2条関係)

6 職員の定年等に関する条例の一部改正

現行の再任用制度の廃止に伴う所要の改正を行う。こととした。(第1条、旧第5条、附則関係)

7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関

する法律の改正に伴う所要の改正を行うこととした。(第2条関係)

8 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

再任用短時間勤務職員を任命権者の承認を受けて育児のための部分休業を取得することができる職員に加えることとした。(第8条関係)

9 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(1) 再任用短時間勤務職員の勤務時間については、1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で任命権者が定めることとする。こととした。(第2条関係)

(2) 再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日以外にも週休日を設けることができることとした。(第3条関係)

(3) 再任用短時間勤務職員については、1日につき8時間を超えない範囲内で、毎週勤務時間を割り振ることとした。(第3条関係)

(4) 再任用短時間勤務職員の休暇について、次のとおり定めることとした。

ア 再任用短時間勤務職員の1年の年次有給休暇は、その者の勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とする。こととした。(第14条関係)

イ 再任用職員には、海外随伴休暇を与えないこととした。(第17条関係)

10 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

9と同様の措置を講ずることとした。

11 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1(2)才に準じて病院局企業職員である再任用職員に支給しない手当を定めることとした。(新第25条関係)

12 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

13 施行期日

この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

条 例

鳥取県日野総合事務所設置条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県条例第1号

鳥取県日野総合事務所設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、鳥取県日野総合事務所を設置する。

- (1) 県政に係る企画及び広聴に関する事務
- (2) 市町村との連絡調整に関する事務
- (3) 観光に関する事務
- (4) 福祉保健に関する事務
- (5) 商工業及び労働に関する事務
- (6) 農業、林業及び水産業に関する事務
- (7) 土木に関する事務

(位置及び所管区域)

第2条 鳥取県日野総合事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

位 置	所管区域
日野郡日野町	日野郡

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年 4月 1日から施行する。

(鳥取県県民局設置条例の一部改正)

2 鳥取県県民局設置条例 (平成12年鳥取県条例第 1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第 2 条 県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名 称</th> <th style="width: 17%;">位 置</th> <th style="width: 50%;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県西部県民局</td> <td>米子市</td> <td>米子市、境港市及び西伯郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	略			鳥取県西部県民局	米子市	米子市、境港市及び西伯郡	<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第 2 条 県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名 称</th> <th style="width: 17%;">位 置</th> <th style="width: 50%;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県西部県民局</td> <td>米子市</td> <td>米子市、境港市、西伯郡及び日野郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	略			鳥取県西部県民局	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡
名 称	位 置	所 管 区 域																	
略																			
鳥取県西部県民局	米子市	米子市、境港市及び西伯郡																	
名 称	位 置	所 管 区 域																	
略																			
鳥取県西部県民局	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡																	

(鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正)

3 鳥取県福祉事務所設置条例 (昭和30年鳥取県条例第 8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
名称	位置	所管区域		名称	位置	所管区域	
		社会福祉法第14条第5項の事務	その他の事務			社会福祉法第14条第5項の事務	その他の事務
略				略			
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡	米子市、境港市及び西伯郡	鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡及び日野郡	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡
鳥取県日野福祉事務所	日野郡日野町	日野郡	日野郡				

(鳥取県土木事務所設置条例の一部改正)

4 鳥取県土木事務所設置条例(平成7年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
略					
鳥取県米子土木事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡	鳥取県米子土木事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
			鳥取県根雨土木事務所	日野郡日野町	日野郡

職員の再任用に関する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第2号

職員の再任用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、同条第2項及び第3項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号。附則第2条において「改正法」という。)附則第5条及び第6条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずる者)

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準ずるものとして再任用を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者(前号に掲げる者を除く。)

(任期の更新)

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 次の表の左欄に掲げる者に係る再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める年齢にその者が達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第15号）附則第25条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者以外の者	平成13年 4月 1日から平成16年 3月31日まで	61年
	平成16年 4月 1日から平成19年 3月31日まで	62年
	平成19年 4月 1日から平成22年 3月31日まで	63年
	平成22年 4月 1日から平成25年 3月31日まで	64年
	平成25年 4月 1日から	65年
特定警察職員等	平成19年 4月 1日から平成22年 3月31日まで	61年
	平成22年 4月 1日から平成25年 3月31日まで	62年
	平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日まで	63年
	平成28年 4月 1日から平成31年 3月31日まで	64年
	平成31年 4月 1日から	65年

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年 4月 1日から施行する。

（特定警察職員等への適用期日）

2 特定警察職員等である者については、平成19年 4月 1日から、改正法第 1条の規定による改正後の法第28条の 4から第28条の 6までの規定及びこの条例第 2条から第 4条までの規定を適用する。

職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第 3号

職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～10 略</p> <p><u>11 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額</u> <u>は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第6条 略</p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>第6条 略</p>

2及び3 略

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日（勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条の規定による週休日をいう。第16条の3第1項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（通勤手当）

第10条 略

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

（1）略

（2）前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ソ 略

（3）略

3～5 略

（産業教育手当）

第11条の3 産業教育手当は、農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く高等学校の教頭、教諭、助教諭又は講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業

2及び3 略

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条若しくは第5条又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条若しくは第5条の規定による週休日をいう。第16条の3第1項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（通勤手当）

第10条 略

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

（1）略

（2）前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア～ソ 略

（3）略

3～5 略

（産業教育手当）

第11条の3 産業教育手当は、農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く高等学校の教頭、教諭、助教諭又は常勤の講師で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者

実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）附則第2項から第4項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担任する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合に支給する。

2及び3 略

（定時制通信教育手当）

第11条の6 高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。）及び教員（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。以下同じ。）には、その者の給料月額に100分の10（管理職手当の支給を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の8を超えない範囲内において人事委員会規則でそれぞれ定める割合）を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤

（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）附則第2項から第4項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担任する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合に支給する。

2及び3 略

（定時制通信教育手当）

第11条の6 高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。）及び教員（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。以下同じ。）には、その者の給料月額に100分の10（管理職手当の支給を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の8を超えない範囲内において人事委員会規則でそれぞれ定める割合）を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤

務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額、初任給調整手当の月額、産業教育手当の月額、

務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額、初任給調整手当の月額、産業教育手当の月額、

へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信教育手当の月額、農林漁業改良普及手当の月額及び特勤手当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（再任用短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

（期末手当）

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合には100分の55、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、3月に支給する場合には100分の55、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合には100分の30、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の90を乗じて得た額（特定幹部職員

へき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額、定時制通信教育手当の月額、農林漁業改良普及手当の月額及び特勤手当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

（期末手当）

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合には100分の55、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、3月に支給する場合には100分の55、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額）に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

にあつては、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額)に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項及び第3項の期末手当基礎額とする。

6 第2項及び第3項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

4 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。おの場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、

退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の60(特定幹部職員にあっては、100分の80)、12月に支給する場合においては100分の55(特定幹部職員にあっては、100分の75)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の60(特定幹部職員にあっては、100分の80)、12月に支給する場合においては100分の55(特定幹部職員にあっては、100分の75)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の30(特定幹部職員にあっては、100分の40)を乗じて得た額の総額

3 略

4 第16条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条の7第3項」と読み替えるものとする。

5 略

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、2万200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

3 略

4 第16条の4第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第16条の7第3項」と読み替えるものとする。

5 略

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、2万200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 略

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第16条の10 第13条、第14条及び第15条の規定は、第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員には、適用しない。

(再任用職員についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第10条の2、第11条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の8、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員には、適用しない。

(給与の口座振替の方法による支払)

第16条の12 略

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
再任用職員		153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000	378,000	413,800	468,400

備考 略

別表第2 公安職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
再任用職員		249,400	259,900	269,800	285,100	314,200	334,900	352,100	373,900	401,900	434,700

備考 略

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第16条の10 第13条、第14条第2項及び第15条の規定は、第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員には、適用しない。

(給与の口座振替の方法による支払)

第16条の11 略

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

別表第2 公安職給料表(第3条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略
再任用職員		245,400	292,600	366,500	445,500

備考(1)及び(2) 略

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略
再任用職員		233,300	289,100	358,200	434,800

備考(1)及び(2) 略

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略	略
再任用職員		223,400	271,300	306,800	351,200	409,300

備考 略

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略

備考(1)及び(2) 略

イ 教育職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略

備考(1)及び(2) 略

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略	略

備考 略

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略
再任用職員		303,400	357,300	410,700	480,900

備考 略

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略
再任用職員		192,900	221,400	261,300	279,200	310,400	349,700	386,800

備考 略

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略
再任用職員		241,600	275,700	283,500	295,200	318,700	361,400	393,400

備考 略

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略

備考 略

イ 医療職給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

ウ 医療職給料表(3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年鳥取県条例第37号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「移動条」という。) に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「移動後条」という。) が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第16条 略</p> <p>(再任用職員についての適用除外) 第17条 <u>第 4 条、第 4 条の 3、第 4 条の 4、第 4 条の 6、第 5 条の 2、第10条及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員には、適用しない。</u></p> <p>(賃金等で雇用する職員の給与) 第18条 略</p>	<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第16条 略</p> <p>(賃金等で雇用する職員の給与) 第17条 略</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例 (昭和37年鳥取県条例第51号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給) 第 2 条 この条例の規定による退職手当は、給与条例第 1 条に規定する職員のうち常</p>	<p>(退職手当の支給) 第 2 条 この条例の規定による退職手当は、給与条例第 1 条に規定する職員のうち常</p>

時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者（次項において「再任用職員」という。）を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者（再任用職員を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

（長期勤続後の退職等の場合の退職手当）

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 略	略	略
2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるもの (1) 略 (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号） 第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又		

時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

（長期勤続後の退職等の場合の退職手当）

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 略	略	略
2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるもの (1) 略 (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号） 第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限若		

は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条において同じ。)

(3)~(6) 略
3 略

2 略

(勤続期間の計算)

第9条 略

2及び3 略

4 前3項の規定による在職期間のうち地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)又は知事が定める公共的機関の業務に従事させるための休職を除く。)地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来又は同条第5条第1項の任期若しくは同条第2項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。次条において同じ。)

(3)~(6) 略
3 略

2 略

(勤続期間の計算)

第9条 略

2及び3 略

4 前3項の規定による在職期間のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)又は知事が定める公共的機関の業務に従事させるための休職を除く。)地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5～8 略

(失業者の退職手当)

第15条 勤続期間6月以上で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して1年(当該1年の期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において同じ。)の期間内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第2号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)及び(2) 略

2 略

3 勤続期間6月以上で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が退職の日の翌日から起算して1年の期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の

5～8 略

(失業者の退職手当)

第15条 勤続期間6月以上で退職した職員(職員^の定年等に関する条例第2条の規定により退職し、又は同条例第4条の規定により勤務した後退職し、その退職の日の翌々日以後に同条例第5条第1項の規定により採用された者であったもの及びこれに準ずる者(以下この条において「再任用職員等」という。))並びに第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して1年(当該1年の期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において同じ。)の期間内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第2号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)及び(2) 略

2 略

3 勤続期間6月以上で退職した職員(再任用職員等及び第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。)が退職の日の翌日から起算して1年の期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退

規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 略

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1)及び(2) 略

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 略

5 勤続期間6月以上で退職した職員（再任用職員等及び第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1)及び(2) 略

6 勤続期間6月以上で退職した職員（再任用職員等及び第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 勤続期間6月以上で退職した職員（再任用職員等を除く。）であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1)及び(2) 略

8 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

9～16 略

(1)及び(2) 略

8 勤続期間6月以上で退職した職員(再任用職員等を除く。)であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

9～16 略

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第18条の3 <u>第4条から第5条まで、第6条の2、第7条の2、第15条及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第18条の2 略</p>

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第5条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長（園長を含む。）教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）実習助手及び寮母をいう。</p> <p>（教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第6条において同じ。）については、給与条例第13条及び第14条の規定は、適用しない。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長（園長を含む。）教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）実習助手及び寮母をいう。</p> <p>（教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第6条において同じ。）については、給与条例第13条及び第14条第2項の規定は、適用しない。</p>

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第6条 職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から</p>

第3項まで及び第28条の3並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年に関する施策の調査等）

第5条 略

附 則

1及び2 略

第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年退職者の再任用）

第5条 任命権者は、第2条の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者について、次の各号に該当し、かつ、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、その職は、その者が退職する前に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められる職でなければならない。

（1）退職する前の勤務成績が良好であること。

（2）採用に係る職の職務の遂行に必要な知識又は技能を有していること。

2 任命権者は、前項の任期又はこの項の規定により更新された任期における勤務成績が良好である者について、引き続き公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その任期を1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前2項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

4 第1項及び第2項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定める。

（定年に関する施策の調査等）

第6条 略

附 則

1及び2 略

3 第5条の規定は、改正法附則第3条の規定により職員が退職した場合又は前項において準用する第4条の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、第5条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、「前条」とあるのは「附則第2項において準用する前条」と、同条第3項中「その者に係る定年退職日」とあるのは「その者が年齢60年（退職した時に第3条ただし書に規定する医師又は歯科医師であった者にあつては、年齢65年）に達した日」と読み替えるものとする。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

4 略

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 略

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

3 略

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 略

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、県と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、県と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（<u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び</u>次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p>

(1)~(5) 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 非常勤職員

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(1)~(5) 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第9条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第9条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 非常勤職員</p> <p>(2)及び(3) 略</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示

及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で任命権者が定める。</u></p> <p><u>3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</u></p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。<u>ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</u></p> <p><u>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、<u>4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)</u>の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、<u>4週間ごとの期間につき8日(再任用</u></p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、<u>4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について、人事</u></p>

用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり40時間(再任用短時間勤務職員にあっては、第2条第2項の規定により定める時間)とすることができる。

2及び3 略

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数をする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)

(2) 略

(3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者 人事委員会規則で定める日数

2及び3 略

(無給休暇)

第17条 略

委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とすることができる。

2及び3 略

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日

(2) 略

(3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者及び職員の定年等に関する条例(昭和59年3月鳥取県条例第1号)第5条第1項の規定により採用された者 人事委員会規則で定める日数

2及び3 略

(無給休暇)

第17条 略

<p>2～5 略</p> <p>6 <u>地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（同項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。）第4項及び前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>（非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇）</p> <p>第20条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>	<p>2～5 略</p> <p>（非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇）</p> <p>第20条 非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇については、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</p>
--	---

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第10条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で教育委員会が定める。</u></p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p>

3 教育委員会は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、教育委員会は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 市町村又は法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会(以下「市町村教育委員会」という。)は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 市町村教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員にあつ

2 教育委員会は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

2 市町村又は法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会(以下「市町村教育委員会」という。)は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 市町村教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日

ては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)

(2) 略

(3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者 人事委員会規則で定める日数

2及び3 略

(無給休暇)

第15条 略

2～5 略

6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項(同項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。)第4項及び前項の規定は、適用しない。

(2) 略

(3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者及び職員の定年等に関する条例(昭和59年3月鳥取県条例第1号)第5条第1項の規定により採用された者 人事委員会規則で定める日数

2及び3 略

(無給休暇)

第15条 略

2～5 略

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第24条 略</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p>	<p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第24条 略</p>

第25条 第6条から第9条まで、第11条、第13条及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(賃金等で雇用する職員の給与)

第26条 略

(給与の額、支給方法等)

第27条 略

(賃金等で雇用する職員の給与)

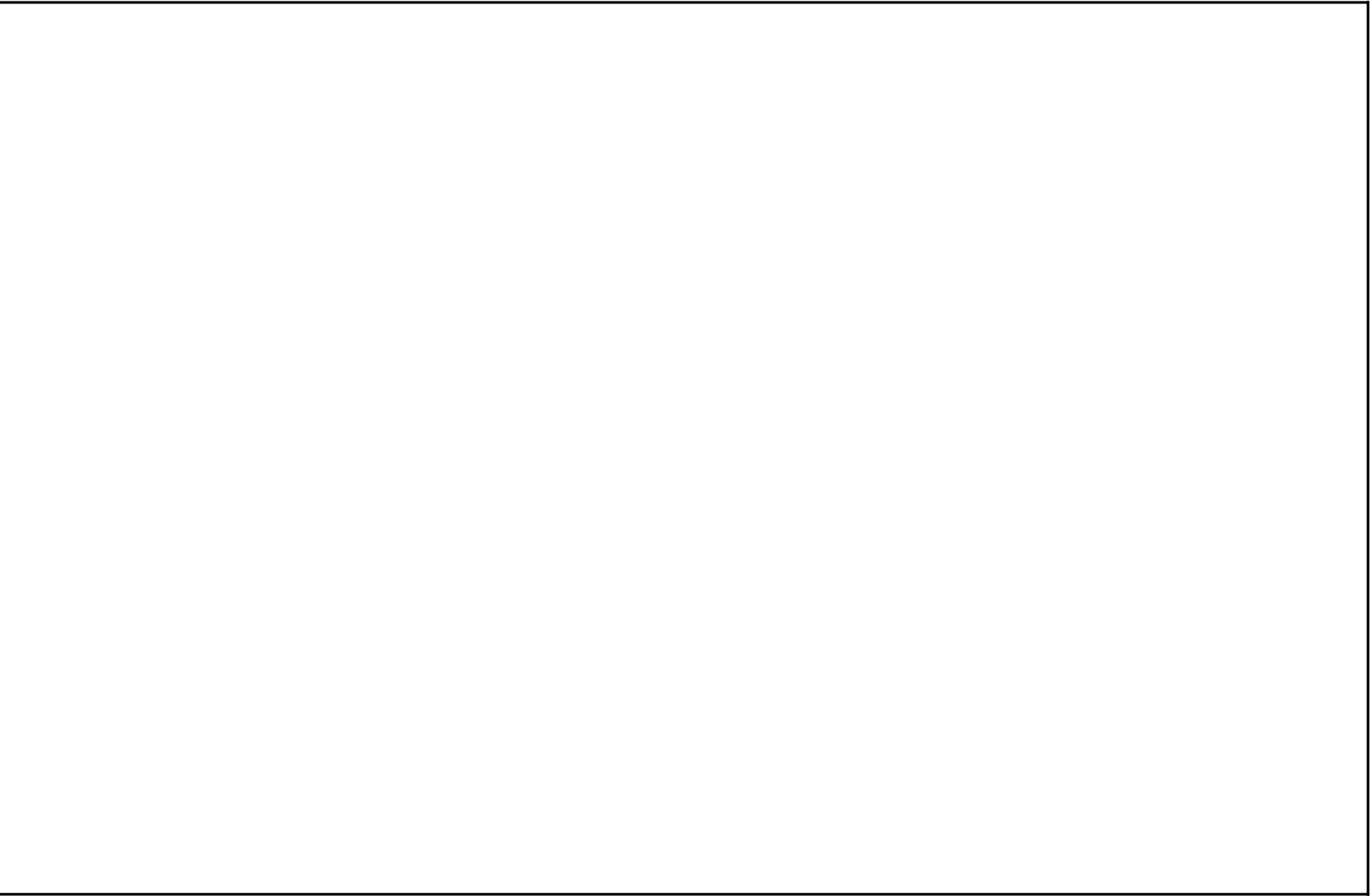
第25条 略

(給与の額、支給方法等)

第26条 略

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。



発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥 取 県 【定価 1部 1か月2,200円 (送料を含む。)】
(URL:<http://www1.pref.tottori.jp/>)



当紙製本率100%再生紙を使用しています